

# 平成30年度 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

群馬県では不妊治療のうち体外受精又は顕微授精(以下特定不妊治療という。)を行う方を対象に、費用の一部を助成する事業を実施しています。

平成28年度から新制度へ完全移行しました。大きく変わったのは次の3点です。

- ①**対象年齢(妻)**: 妻が43歳未満で開始した治療について申請できます。
- ②**助成回数**: 年度ごとの上限回数がなくなり、治療開始時の妻の年齢に応じて通算6回までとなりました。
- ③**申請期限**: 申請期限が治療終了月の3か月後の月の末日となりました。お早めの申請をお願いします。(詳しくは5参照)

## 1 助成対象となる方

- 次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります
  - ・治療開始日時点で法律上の婚姻関係にあるご夫婦であること
  - ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方であること
  - ・夫婦のいずれか一方、あるいは両者が群馬県内(前橋市・高崎市除く)に住所を有すること
  - ・過去、都道府県・政令指定都市・中核市が実施する同様の特定不妊治療の助成を受けた回数が上限(3参照)に達していないこと
  - ・助成を申請しようとする治療を開始した時の妻の年齢が43歳未満であること。
  - ・夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であること。\*1月～5月に申請する場合は、前々年の所得になります。
- \*「所得」とは、収入から必要経費を差し引いた額です。「総支給額」とは異なります。又、夫婦合計所得額が730万円以上の場合でも、定められた控除(医療費控除等)により、該当する場合があります。ご夫婦の所得について疑問等がある場合には、申請を行う(各種証明書類を用意する)前にご相談ください。

## 2 対象となる治療

- 体外受精または顕微授精(治療の中で行う男性不妊治療手術も含む)**
  - \*1回の治療(1回の助成の対象とする範囲)は、採卵準備のための投薬開始から、受精(体外受精または顕微授精)、胚移植に至るまでの、医療保険適用外の部分です。
  - 以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も含まれます。
  - \* 卵胞が発育しない等により、卵子採取以前に治療を中止した場合は、助成の対象になりません。
  - \* 凍結された精子、卵子、受精胚の管理料(保存料)や、治療に係る入院費、食事代等は助成の対象になりません。
  - \* 男性不妊治療については、右に示す手術費用、凍結費用が対象となり、検査費用は対象になりません。

- ※想定している男性不妊手術
- ・精巣内精子回収法 (TESE (C-TESE, M-TESE))
  - ・精巣上体精子吸引法 (MESA)
  - ・精巣内精子吸引法 (TESA)
  - ・経皮的精巣上体精子吸引法 (PESA)

## 3 助成額

- 助成額: 治療費が上限額未満の場合は、その金額を助成します。
  - ・治療区分A, B, D, Eの場合→1回の治療あたり上限15万円まで(初回申請時のみさらに15万円を上乗せ)
  - ・治療区分C, Fの場合→1回の治療あたり上限7万5千円まで
  - ・男性不妊治療費(精子を精巣等から直接採取するための手術を行った場合)への助成は、1回の治療あたり上限15万円まで
  - ※治療区分Cは対象外
  - ※(主治医の判断により)採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合に限り男性不妊治療単独での申請も可。

治療区分	内容	助成額
A	新鮮胚移植を実施	150,000円
B	凍結胚移植を実施	150,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円
E	受精できず	150,000円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止。 妻は採卵し卵が得られたが、夫の精子が得られないため治療終了。	75,000円

## ●助成回数

平成25年度以前から助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には対象となりません。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が	40歳未満の方	43歳になるまでに通算6回まで
	40歳以上43歳未満の方	43歳になるまでに通算3回まで
43歳以上の方	なし	

\* 過去に他の都道府県・政令指定都市・中核市から、既に助成を受けている方は、その回数も含まれます。

## 4 申請方法

- 特定不妊治療終了後(やむを得ず治療を中断した場合を含む。)、申請書に関係書類を添付し、お住まいの住所地を管轄する保健福祉事務所に提出してください。
- \* 前橋市及び高崎市在住の方は、申請書類等が異なりますので、お住まいの市窓口へ事前にお問い合わせの上、申請してください。

## 5 申請期限

- 原則として治療終了月の3か月後の月の末日までに申請してください。
- 今年度から、年度をまたいで申請ができるようになります。(例:3/31に治療終了した場合、6/30まで申請可)
- 申請期限の日が土日等閉庁日の場合、翌営業日まで申請を受け付けます。
- \* やむを得ない理由で期限までに申請できない場合は、必ず**申請期限前**に保健福祉事務所へご相談いただき、できる限り速やかに申請をしてください。連絡をいただかない場合には、助成を受けられませんので御注意ください。
- \* 医療機関の受診等証明書等の発行に時間を要することがありますので、お早めの準備をお願いします。

## 6 県内指定医療機関

H30.4.1現在

医療機関名	所在地	電話番号	体外受精	顕微授精	指定期間
神岡産婦人科医院	前橋市石倉町5-22-1	027-253-4152	○	○	H29.4.1~H32.3.31
群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15	027-220-7111	○	○	H29.4.1~H32.3.31
横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22	027-219-4103	○	○	H29.5.1~H32.4.30
群馬中央病院	前橋市紅雲町1-7-13	027-221-8165	○	○	H30.1.1~H33.12.31
いまいウイメンズクリニック	前橋市東片貝町875	027-221-1000	○	○	H29.6.1~H32.5.31
上条女性クリニック	高崎市栗崎町534-1	027-345-1221	○	○	H29.4.1~H32.3.31
セキールレディースクリニック	高崎市茶町17-23	027-330-2200	○	○	H29.4.1~H32.3.31
高崎アートクリニック	高崎市あら町136-1	027-310-7701	○	○	H29.4.1~H32.3.31
ときざわレディースクリニック	太田市小舞木町256	0276-60-2580	○	○	H29.4.1~H32.3.31
医療法人和光会 光病院	藤岡市本郷1045	0274-24-1234	○	○	H29.4.1~H32.3.31

\* 県外の医療機関については、所在地の都道府県、指定政令都市、中核市等で、本事業の指定医療機関となっている場合は、助成対象になります。

◎問い合わせ先: 各保健福祉事務所(裏面参照)または群馬県子ども未来部児童福祉課 電話027-226-2606(直通)

●申請に必要な書類等（申請書等などは、群馬県ホームページ<http://www.pref.gunma.jp/02/d2910031.html>からダウンロード可）

- 1) 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第2号)  
\*申請者自身に記入していただくものです。
- 2) 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第3号)  
\*特定不妊治療を行ったこと及び治療にかかる費用を証明するものです。指定医療機関へ記入を依頼してください。
- 3) 特定不妊治療費(男性不妊治療費)の領収書(原本)  
\*上記2)の受診等証明書の領収金額と一致するもの(押印後、コピーをとりお返ししますので、原本をお持ちください。)  
領収書に対応する診療明細書又は請求書もご用意ください。
- 4) 戸籍謄本(2回目以降の申請の方で、住民票で法律上の婚姻関係にあることが確認できる場合は省略できます)  
\*以下の場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。  
・不妊に悩む方への特定治療支援事業の群馬県への申請を初めてする方  
・ご夫婦の住所(住民登録地)が同一でない場合(単身赴任等)  
・住民票に続柄等が記載されておらず、婚姻関係が確認できない場合  
\*発行から3か月以内のもの
- 5) 夫婦の住民票(夫婦それぞれの生年月日、前住所、続柄及び筆頭者等が記載されており、マイナンバーが記載されていないもの)  
\*群馬県内に居住していることの証明(続柄・筆頭者名により婚姻関係が確認できる場合、2回目以降の申請の方は戸籍謄本の提出を省略できます。)  
\*前住所等も確認するため、夫婦それぞれの情報が掲載されたものをご用意ください。(世帯主の欄にのみ掲載されているものは認めません。)  
\*ご夫婦の住所が同一でない場合は、それぞれの住民票が必要です。  
\*発行から3か月以内のもの
- 6) 夫及び妻の所得額を確認する書類(市町村長が発行する以下のいずれかによる書類)□  
所得証明書(児童手当用)、所得課税証明書(所得額・控除額の記載のあるもの)、市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書  
\*夫婦合計所得が730万円未満であることを確認するための書類です。  
\*申請される月により、証明年度が替わります。次の年度のものをご用意ください。  
平成30年4月～5月までの申請:平成29年度(平成28年1月～12月分)  
平成30年6月～平成31年3月までの申請:平成30年度(平成29年1月～12月分)  
\*証明年度が同一期間内に複数回申請する場合は、2回目以降の申請の際は所得証明書等の添付を省略できます。  
\*所得のない方についても、上記証明書を提出する必要があります。市町村によって非課税証明書等が発行されます。
- 7) 振込口座が確認出来るもの  
\*振込先口座の通帳又は通帳の表紙裏ページ(店番号、口座番号、カナ氏名表記)の写しをご持参下さい。  
\*振込口座は、申請者(夫婦どちらか)の口座に限ります。
- 8) 印鑑

**！申請期限が治療終了月の3か月後の月の末日となりました！**  
**！治療終了ごとに申請期限が発生しますので、お早めの申請をお願いします（詳しくは表面5参照）！**

## ●申請及び問い合わせ窓口

お住まいの住所を担当する保健福祉事務所へ申請を行ってください。(郵送での受付は行っていません)

保健福祉事務所	住所	電話番号	担当市町村
渋川	渋川市金井394	0279-22-4166	渋川市・榛東村・吉岡町
伊勢崎	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	伊勢崎市・玉村町
安中	安中市高別当336-8	027-381-0345	安中市
藤岡	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420	藤岡市・上野村・神流町
富岡	富岡市田島343-1	0274-62-1541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
吾妻	中之条町西中之条183-1	0279-75-3303	中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町
利根沼田	沼田市薄根町4412	0278-23-2185	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町
太田	太田市西本町41-34	0276-31-8243	太田市
桐生	桐生市相生町2-351	0277-53-4131	桐生市・みどり市
館林	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

前橋市及び高崎市在住の方は、お住まいの市窓口へ申請して下さい。(申請書類について、事前にご確認ください)

前橋市在住の方	前橋市子育て支援課	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5703
高崎市在住の方	高崎市保健所健康課	高崎市高松町5-28	027-381-6113

◎問い合わせ先:各保健福祉事務所(上記参照)または群馬県子ども未来部児童福祉課 電話027-226-2606(直通)

## 群馬県不妊専門相談センターでは、不妊・不育症に関する専門的な相談を受けています(予約制)

女性産婦人科医師による無料相談(原則面接)です。どうぞお気軽に御相談ください。

★相談日:毎月第1・第3木曜日 午前10時～午後3時30分

★場 所:群馬県不妊専門相談センター(前橋市堀之下町16-1 群馬県健康づくり財団内)

★お申し込み方法:お電話でお申し込みください。

電話027-269-9966(月～金曜日、午前9時～午後5時受付)

※群馬県ホームページでは、助成制度の他にも情報を掲載しています。

<http://www.pref.gunma.jp/02/d2910031.html>

トップページ &gt; 健康・福祉 &gt; 医療・保健 &gt; 医療費助成・国民健康保険制度 &gt; 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ◆不妊治療を考えている方へ    ◆不妊・不育症に関する相談    ◆不育症に関する情報  
◆男性の不妊症    ◆妊娠前から、健康なからだづくりを